

# 平成 30 年度 総 会 資 料



**開催日時** 平成 30 年 5 月 26 日(土)  
午前 10 時～12 時

**会 場** 桜が丘小学校 多目的室(体育館 2 階)

**桜小コミュニティ推進協議**

# 総会次第

## 1. 開会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 来賓祝辞・祝電披露

## 4. 議長選出

## 5. 議事

- ・議案第1号 平成29年度事業報告について
- ・議案第2号 平成29年度会計決算報告・会計監査報告について
- ・議案第3号 桜小コミュニティ推進協議会会則の一部改正(案)について
- ・議案第4号 平成30年度役員(案)の承認について
- ・議案第5号 平成30年度事業計画(案)について
- ・議案第6号 平成30年度予算(案)について

## 6. 顧問・相談役及び平成30年度役員の紹介

## 7. 新会長あいさつ

## 8. 閉会

## 平成29年度事業報告

平成29年度は、市の地域分権制度の適用を受け、「地域づくり一括交付金」のもとで、初めての取り組みの年となったことから、計画的なコミュニティ活動の推進に努め、今後の礎を築いていくことを目標に取り組んできました。

定例の運営委員会では、自治会や諸団体の皆様のご支援・協力のもと、連携強化を図り、コミュニティ活動を展開しました。

また、自治総合センターの「宝くじ普及宣伝事業の助成」を受け、活動資機材の充実を図るとともに、全体事業では、ふるさと祭盆踊り大会に加えて、桜が丘小学校で「桜の森景観づくり事業」として月1回、斜面地の環境整備に取り組みました。

広報部会では、機関紙「かわらばん」の年3回の全世帯配布、きめ細かなホームページの更新など、地域内への活動周知を精力的に行い、徐々にではありますが、活動の輪が広がり、絆も強まりつつある状況です。

また、福祉部会は、桜小地区福祉委員会が主体となり、お年寄りや、特に一人暮らしの老人等に対して、定期的なふれあいサロン、ワンコインパーティ、各種講座の開催などを、民生部会では、認知症の予防事業や集いを開催するなど、それぞれの部会が事業を通して地域の交流の場を広げられている状況です。

更に、教育・人権部会は、夏休み・春休み期間中の“子どもの居場所づくり”の事業を、地域安全部会では、青パトによる地域内の巡回事業や、自主防災会での炊き出し訓練などの取り組みが定着化しつつある状況です。

### 1. 総会・会議等 自治会や各種団体との情報共有を行い、

- (1) 定期総会 平成29年5月26日(金) 桜小コミュニティ室
- (2) 運営委員会 11回 5月を除き、原則毎月第4金曜日に開催
- (3) 役員会等 14回 原則第2(又は第3)金曜日に開催

### 2. 全体事業等

日 時	内 容	場 所
8月5(土)・6日(日)	ふるさと祭盆踊り大会 (延べ1,500人参加)	桜が丘小学校グラウンド
8月24日(木)	チャレンジ事業申請 (子どもの居場所づくり事業)	市参画協働室
9月22日(金)	チャレンジ事業公開審査(採択)	市参画協働室
11月25日(土)	コミュニティ連合会スポーツイベント(スローイング・ビンゴ大会)	川西市総合体育館
原則毎月第2金曜日	桜の森づくり景観づくり事業	桜が丘小学校斜面地

### 3. 専門部会事業

#### (1) 体育部会

日 時	内 容	場 所
5月28日(日)	カローリング大会	桜が丘小学校グラウンド
7月21日(金) ～7月29日(土)	プール開故事業 (延べ14回・924人参加)	桜が丘小学校プール
9月10日(日)	三世代交流 グラウンドゴルフ大会	桜が丘小学校グラウンド
10月27日(金)	AED(救急救命)講習会	コミュニティ室
11月5日(日)	ミニ体育祭	桜が丘小学校体育館
3月25日(日)	歩こう会 (3世代交流ハイキング・180人参加)	「きずきの森」「八坂神社」 ほか

#### (2) 福祉部会

日 時	内 容	場 所
※地区福祉委員会 事業として活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしだより」発行(夏号・新年号の2回)</li> <li>・認知症予防事業(脳活苦楽部さくら)の開催 9月5日(火)～12月5日(火) 14回 ==パソコンと旅行コース==</li> <li>・ふれあい秋まつり(10月7日)</li> <li>・ふくし講座(6月、7月、9月、11月計4回) 認知症の理解・骨粗しょう症・障がい者の理解・地球ボランティア活動をテーマに。</li> <li>・福祉ネットワーク会議(年4回)</li> <li>・ボランティアさくらの活動(年10回の集い開催) 地区内の一人暮らし高齢者などへの掃除・通院付添い活動</li> <li>・カフェさくらの運営(毎月 第2木曜日午後) 参加費100円で、つどいの場</li> <li>・一人暮らし高齢者の集い(5月、8月、11月、3月計4回)</li> <li>・交流室さくらの管理・運営</li> </ul>	地域交流室さくら、 川西市総合センターほか

#### (3) 民生部会

日 時	内 容	場 所
9月～10月	認知症サポート養成講座	満願寺ふれあい会館他
11月11日(土)	きずきの森ハイキング (かすみ老人会)	きずきの森他
11月 2日(木)	一人暮らし老人と桜小6年生との	地域交流室さくら

	集まり(地区福祉委員会と連携)	
--	-----------------	--

#### (4) 教育・人権部会

日 時	内 容	場 所
8月21(月)～31日(木) 3月27日(火)～ 4月6日(金)	子どもの居場所づくり (学校図書館の開放と見守り活動) 夏休み 延べ9日間 春休み 延べ8日間	桜が丘小学校図書室 コミュニティ会館 (体育館下教室工事)
12月25日(月)	クリスマス会(PTA、小学校連携)	桜が丘小学校体育館
1月22日(日)	キセラ中央公園シンボルツリー移植 イベント参加 (児童・大人約40人)	キセラ川西せせらぎ 公園

#### (5) 地域安全部会

日 時	内 容	場 所
7月12日(水) 9月12日(火) 11月16日(木) 3月8日(木)	青パト地域安全パトロール	桜小校区内
8月19(土)・20日(日)	夏季警戒	桜小校区内
11月	防犯街頭啓発活動	阪急川西能勢口駅周辺
12月28(木)・29日(金)	年末警戒	桜小校区内
1～2月	青少年非行防止運動	桜小校区内
3月1日(木)	防犯啓発キャンペーン	JR川西池田駅周辺

#### (6) 広報部会

日 時	内 容	場 所
6月、10月、3月	機関紙「かわらばん」発行 (第3・4・5号)	—
4月～3月	ホームページ更新	—

#### その他

市ラウンドテーブル開催応援(10/22、11/8、11/22)

テーマ:「このまち(桜が丘)でいきいきと暮らしていくために」

議案第2号 平成29年度会計決算報告・会計監査報告について

平成29年度桜小コミュニティ推進協議会決算書

(収入)

(単位 円)

項目	H29年度予算額 (A)	H29年度決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
前年度繰越金	69,247	69,247	0	平成28年度繰越金
補助金	2,500,000	2,500,000	0	川西市コミュニティ活動設備等 整備事業助成金(宝くじ普及宣伝事業)
交付金	2,757,000	2,757,000	0	地域づくり一括交付金 コミュニティ組織活動補助金 970,000円 その他統合補助金 945,000円 福祉デザインひろばづくり補助金 ジョイフル・フレンド・クラブ補助金 防災資機材整備等活動補助金 新規増額分 842,000円
事業収入	1,000	15,876	14,876	アルミ缶等回収事業収入
寄付金	1,000	36,780	35,780	セレナス夏まつり協賛金 10,000円 健幸マイレージ参加者からの寄付 26,780円
その他収入	6,000	9	▲ 5,991	預金利息
収入合計	5,334,247	5,378,912	44,665	

(支出)

項目	H29年度予算額 (A)	H29年度決算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	備考	
運営費	事務費	192,000	400,776	▲ 208,776	複合機等用紙代 協議会名入り封筒・印刷代 ベスト・帽子代、その他消耗品費等
	会議費	25,000	20,266	4,734	お茶等
	報償費	10,000	5,000	5,000	記念品
	旅費	1,000	0	1,000	科目設置
	使用料及び賃借料	188,000	144,774	43,226	複合機使用料
	手数料	0	5,940	▲ 5,940	振込料
	光熱水費	70,000	25,265	44,735	コミュニティ会館電気料金
	郵送費・通信費	130,000	33,220	96,780	切手代
	備品購入費	2,500,000	2,513,214	▲ 13,214	宝くじ普及宣伝事業補助金を活用して備品購入
	分担金	40,000	40,000	0	コミュニティ連合会負担金
小計	3,156,000	3,188,455	▲ 32,455		
全体事業費	200,000	211,189	▲ 11,189	盆踊り大会・こども活動	
部会事業費	体育部会費	504,000	503,660	340	プール開放事業、体育振興事業
	福祉部会費	53,000	53,000	0	福祉委員会活動事業
	民生部会費	40,000	26,448	13,552	老人会活動、認知症予防講習会
	教育・人権部会費	60,000	64,883	▲ 4,883	クリスマス会
	地域安全部会費	45,000	44,677	323	青バトによる巡回パトロール
	桜の森景観づくり	0	17,197	▲ 17,197	桜の森景観整備
	広報部会費	270,000	179,041	90,959	かわらばん印刷・配布、ホームページ使用料
	市民活動部会費	1,000	0	1,000	
小計	973,000	888,906	84,094		
スポーツ21補助金	46,000	46,000	0	H29～31年度限定の事業支援	
雑支出	1,000	0	1,000	科目設置	
繰出金	地区福祉委員会繰出金	695,000	695,000	0	
	自主防災会繰出金	50,000	47,395	2,605	
	ジョイフル・フレンド・クラブ繰出金	200,000	200,000	0	
小計	945,000	942,395	2,605		
予備費	13,247	0	13,247		
支出合計	5,334,247	5,276,945	57,302		

収入合計 5,378,912円

平成30年5月26日 提出

支出合計 5,276,945円

桜小コミュニティ推進協議会

差引残額 101,967円 (平成30年度へ繰越し)

会長 石橋 秀夫

# 会計監査結果報告書

平成29年度桜小コミュニティ推進協議会会計の収支決算について、会則第23条の規定に基づき、平成30年4月13日に監査を実施し、関係諸帳簿及び証拠書類等を慎重に監査したところ、いずれも適正かつ正確に処理されていることを認め、次のとおり報告します。

## H29年度一般会計決算額

収入済額	5,378,912円
支出済額	5,276,945円
差引残額	101,967円 (H30年度へ繰り越し)

平成30年5月26日

桜小コミュニティ推進協議会  
会長 石橋 秀作 様

監事 赤坂 徹 ㊟

監事 原田 裕司 ㊟

このページは印鑑のあるものを使います。

## 議案第3号 桜小コミュニティ推進協議会会則の一部改正（案）について

2か所を改める。

◆1 第6条第1項 第5号を次のように改める。  
会計を1名から若干名に変更する。

◆2 第9条を次のように改める。  
協議会に相談役を置くことができるものとする。

### 《議案提出理由》

平成30年度から地域づくり一括交付金(加算金)を活用したチャレンジ事業を予定しており、会計事務の一層の効率化を図るため、会計を1名から若干名に変更するもの。また、協議会会長経験者の助言を聞くため、相談役を新たに設けるもの。

### 《改正案》

◆1 (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会計 若干名
- (6) 監事 2名

2 役員は、構成員から選出し、総会の承認を得て選任する。

◆2 (顧問及び相談役)

第9条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

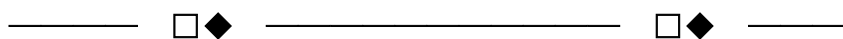
2 顧問及び相談役は構成員から選出し、役員会または運営委員会の求めに応じて選任する。

3 役員会若しくは運営委員会からの求めに応じて必要な助言を聞くことができる。



## 平成30年度役員(案)

会 長	實 田 順 子
副 会 長	酒 井 裕 允
副 会 長	原 田 裕 司
事務局長	鶴 野 美 香
事務局次長	多 田 久 子
会 計	一 階 邦 夫
会 計	山 口 桂 子
監 事	鳥 取 勇 治
監 事	森 喜 八 郎



顧 問	津 田 加 代 子
顧 問	大 矢 根 秀 明
相 談 役	石 橋 秀 作

## 議案第5号 平成30年度事業計画(案)について

地域内の自治会と各種団体が互いに連携し、住みよい地域づくりを行うため、会議や事業を次のとおり実施します。

特に、平成30年度では、市のチャレンジ事業にトライし、桜が丘小学校のグラウンドや図書室、コミュニティ室などで「子どもの居場所づくり事業」に取り組みます。

### ◆会議

1. 役員会 協議会の円滑な運営を図るため、定期的に役員会を開催します。  
(毎月 第2金曜日 19時～)
2. 運営委員会 地域内の自治会や各種団体活動の情報交換や、コミュニティ活動の円滑な推進を目的に、定期的に運営委員会を開催します。  
(原則、毎月 第4金曜日 19時～)
3. 部会 協議会事業の実践活動を展開するため、必要に応じて専門部会を開催します。

### ◆事業計画

#### 1. 全体事業

- ・ふるさと祭盆踊り大会の実施 (8月4日(土)・5日(日)予定)
- ・桜の森景観づくり事業(月1回)
- ・空き缶等の資源回収事業(周年)
- ・子どもの居場所づくり事業(新規)  
エイサーの演舞事業、神輿づくり、子どものお店出店事業、  
ドッジボール大会、凧揚げ大会事業、昔遊び事業、  
パソコン・プログラミング、夏・春休み図書館開放事業

#### 2. 専門部活動

部会名	主な事業
体育部会	地域住民の健康増進事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドゴルフ大会 (5月27日)</li> <li>・プール開放(7月21日～30日)</li> <li>・カローリング大会(9月9日)</li> <li>・ミニ体育祭 (11月11日)</li> <li>・三世代交流歩こう会 (3月24日) など</li> </ul>
福祉部会	桜小地区福祉委員会を主体に地域福祉向上に関する事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしだより」の発行(年2回)</li> <li>・ふくし講座開催(年3回)</li> <li>・福祉ネットワーク会議 (年4回)</li> <li>・障がいを持つ人の集い</li> <li>・「なかよしクラブ」の運営 (「歌の会」立ち上げ他)</li> <li>・地域交流室さくらの管理運営</li> <li>・カフェさくらの運営 (毎月第2木曜日)</li> <li>・一人暮らし高齢者の集い (年3回)</li> </ul>

民生部会	<p>高齢者・障がい(児童)者・乳幼児などの地域福祉の向上に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャラバンメイトと認知症サポーター養成講座・徘徊者模擬訓練</li> <li>・老人会共催による子育て支援クリスマス会（12月）</li> <li>・健康体操</li> <li>・子育て広場さくら開催</li> </ul>
教育・人権部会	<p>地域文化の向上、レクリエーション、人権啓発に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室</li> <li>・クリスマス会（12月）など</li> </ul>
地域安全部会	<p>地域の防犯・安全・防災に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青パトによる桜小地域内の防犯パトロールなど</li> </ul>
広報部会	<p>地域住民に対するコミュニティ活動の啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機関紙「かわらばん」の発行</li> <li>・ホームページの充実</li> </ul>
市民活動部会	———

議案第6号 平成30年度予算(案)について

平成30年度桜小コミュニティ推進協議会予算書(案)

(収入)

(単位 円)

項目	H30年度予算額 (A)	H29年度決算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	備考
前年度繰越金	101,967	69,247	32,720	平成29年度繰越金
補助金	0	2,500,000	▲ 2,500,000	(川西市コミュニティ活動設備等 整備事業助成金(宝くじ普及宣伝事業))
交付金	2,755,000	2,757,000	▲ 2,000	地域づくり一括交付金
	728,000	0	728,000	地域づくり一括交付金チャレンジ事業加算金
事業収入	15,000	15,876	▲ 876	アルミ缶等回収事業収入
寄付金	10,000	36,780	▲ 26,780	夏まつり寄付等
その他収入	1,000	9	991	預金利息その他
収入合計	3,610,967	5,378,912	▲ 1,767,945	

(支出)

項目	H30年度予算額 (A)	H29年度決算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	備考	
運営費	事務費	143,000	400,776	▲ 257,776	複合機等用紙代、その他消耗品費等
	会議費	25,000	20,266	4,734	お茶等
	報償費	10,000	5,000	5,000	講師謝礼等
	旅費	1,000	0	1,000	科目設置
	使用料及び賃借料	188,000	144,774	43,226	複合機使用料
	手数料	5,000	5,940	▲ 940	振込料
	光熱水費	50,000	25,265	24,735	コミュニティ会館電気料金
	郵送費・通信費	100,000	33,220	66,780	切手代等
	備品購入費	0	2,513,214	▲ 2,513,214	(宝くじ備品助成による備品購入)
	分担金	40,000	40,000	0	コミュニティ連合会負担金
小計	562,000	3,188,455	▲ 2,626,455		
全体事業費	250,000	211,189	38,811	夏祭り盆踊り大会	
部会事業費	体育部会費	504,000	503,660	340	プール開放事業、体育振興事業
	福祉部会費	53,000	53,000	0	福祉委員会活動事業
	民生部会費	80,000	26,448	53,552	老人会活動、認知症予防講習会等
	教育・人権部会費	70,000	64,883	5,117	クリスマス会
	地域安全部会費	51,000	44,677	33,803	青パトによる巡回パトロール他
	桜の森景観づくり事業	50,000	17,197	5,323	桜の森景観整備
	広報部会費	250,000	179,041	70,959	かわらばん印刷・配付等
	市民活動部会費	1,000	0	1,000	科目設置
小計	1,059,000	888,906	170,094		
スポーツ21補助金	46,000	46,000	0	H29～31年度限定の事業支援	
雑支出	1,000	0	1,000	科目設置	
繰出金	地区福祉委員会繰出金	695,000	695,000	0	
	自主防災会繰出金	50,000	47,395	2,605	
	ジョイフル・フレンド・クラブ繰出金	200,000	200,000	0	
	チャレンジ事業繰出金	728,000	0	728,000	地域づくり一括交付金加算事業
小計	1,673,000	942,395	730,605		
予備費	19,967	0	19,967		
支出合計	3,610,967	5,276,945	▲ 1,665,978		

平成30年度運営委員名簿

(敬称略)

役職名・団体名	氏名	役職名・団体名	氏名
顧問	津田 加代子	【部会長】	
顧問	大矢根 秀明	体育部会長	原田 裕司
相談役	石橋 秀作	福祉部会長	浜上 章
【役員】		民生部会長	中田 鞆子
会長	實田 順子	教育・人権部会長	木村 礼子
副会長	酒井 裕允	地域安全部会長	赤坂 徹
副会長	原田 裕司	広報部会長	鳥取 勇治
事務局長	鶴野 美香		
事務局次長	多田 久子	【各種団体】	
会計	一階 邦夫	スポーツクラブ21さくら代表	實田 順子
会計	山口 桂子	桜が丘小学校区体育振興会会長	原田 裕司
監事	鳥取 勇治	桜小地区福祉委員会委員長	浜上 章
監事	森 喜八郎	キャラバンメイト代表	増田 敏子
【自治会長】		川西市中央民生委員児童委員協議会会長	中田 鞆子
栄町	石橋 秀作	主任児童委員（子そだて広場）	木村 礼子
中央町共栄会	知識 照雄	かすみサクラ会会長（老人会）	原田 召子
あすなろ	林 裕美		
花栄	竹内美千子	桜が丘小学校区人権啓発推進委員会委員長	向井 優子
山之下	永澤 宸儀	桜小校区地域活動促進実行委員会	木村 礼子
東花会	増澤 義雄	委員長（ジョイフルフレンドクラブ）	
山手花屋敷	岡本 洋二	桜が丘小学校PTA会長	桑嶋 千晴
山手町	辻 正之	さくら子ども教室代表	鳥取 勇治
花屋敷荘園	足立 晶子	（放課後子ども教室）	
新栄	山中 弘	川西防犯協会中央支部代長	石光 克己
桜花	森 喜八郎	桜が丘小学校区自主防災会会長	石橋 秀作
新東花会	船川 雄幸	桜が丘小学校区環境衛生推進協議会	赤坂 徹
花屋敷	駒居 哲也	機関紙発行グループ代表	鳥取 勇治
満願寺町	鈴木 邦光	ホームページ作成グループ代表	鳥取 勇治
満願寺町（元自治会長）	下堂 昇	各種NPO法人代表	——
かすみ	池田 和代	ボランティア団体代表	——
中央	大矢根 秀明		

※ 桜小コミュニティ推進協議会運営委員選出基準第2条第2項の「運営委員会で推薦された者」の適用を行っていく方・・・下堂 昇（満願寺町元自治会長）

## 部会役員名簿

### 【体育部会】

役職名	氏名
部会長	原田 裕司
副部会長	實田 順子
会計	伊澤 薫

### 【教育・人権部会】

役職名	氏名
部会長	木村 礼子
副部会長	桑嶋 千晴
会計	山口 桂子

### 【福祉部会】

役職名	氏名
部会長	浜上 章
副部会長	伊勢 貞夫
会計	吉富 幸子

### 【地域安全部会】

役職名	氏名
部会長	赤坂 徹
副部会長	石光 克己
会計	山田 孝義

### 【民生部会】

役職名	氏名
部会長	中田 頼子
副部会長	原田 召子
会計	岡田 敦子

### 【広報部会】

役職名	氏名
部会長	鳥取 勇治
副部会長	—
会計	—

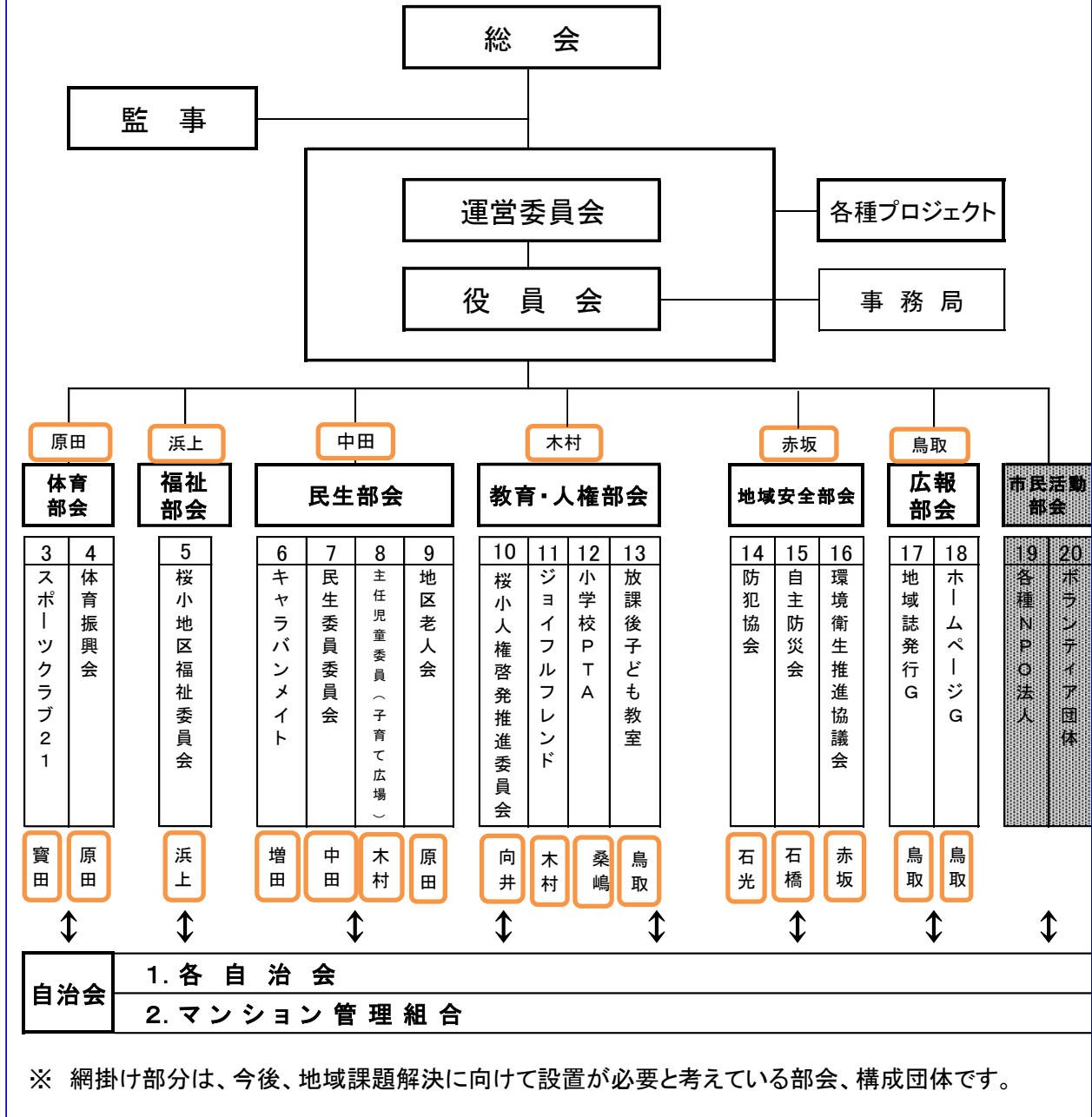
## 代議員名簿

No	氏 名	選 出 区 分	備 考
1	工藤 治男	栄町自治会	
2	宮津 絹江	栄町自治会	
3	知識 照雄	中央町共栄会自治会	
4	林 裕美	あすなろ自治会	
5	竹内 美千子	花栄自治会	
6	永澤 宸儀	山之下自治会	
7	増澤 義雄	東花会自治会	
8	岡本 洋二	山手花屋敷自治会	
9	辻 正之	山手町自治会	
10	足立 晶子	花屋敷荘園自治会	
11	倉本 真希	花屋敷荘園自治会	
12	山中 弘	新栄自治会	
13	中村 秀和	桜花自治会	
14	船川 雄幸	新東花会自治会	
15	大前 俊昭	花屋敷自治会	
16	駒居 哲也	花屋敷自治会	
17	鈴木 邦光	満願寺町自治会	
18	下堂 昇	満願寺町自治会	
19	池田 和代	かすみ自治会	
20	高橋 康子	中央自治会	
21	泉田 龍児	スポーツクラブ21さくら	
22	伊澤 薫	桜が丘小学校区体育振興会	
23	浜上 章	桜小地区福祉委員会	
24	増田 敏子	キャラバンメイト	
25	中田 鞆子	川西市中央民生委員児童委員協議会	
26	木村 礼子	主任児童委員（子そだて広場）	
27	原田 召子	かすみ老人会	
28	向井 優子	桜が丘小学校区人権啓発推進委員会	
29	田中 洋子	ジョイフレンド（桜小校区地域活動促進実行委員会）	
30	桑嶋 千晴	桜が丘小学校PTA	
31	杉原 正行	放課後子ども教室（さくら子ども教室）	
32	石光 克己	川西防犯協会中央支部	
33	赤澤 欣也	桜が丘小学校区自主防災会	
34	横山 稔	桜が丘小学校区環境衛生推進協議会	
35	竹之内 浩二	体育部会	
36	伊勢 貞夫	福祉部会	

No	氏 名	選 出 区 分	備 考
37	岡田 敦子	民生部会	
38	原 清文	地域安全部会	
39	秀 康子	教育・人権部会	
40	西河 昭	広報部会	
41	杉本幸孝	運営委員会推薦	



## 桜小コミュニティ推進協議会活動組織図



# 桜小コミュニティ推進協議会会則(H30 改正案分を含む。)

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、桜小コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を桜が丘小学校「スポーツクラブ 21 さくら」クラブハウスに置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の自治会と各種団体が互いに連携し、住民の自主的な活動を通じて相互の連帯を深めるとともに、自治意識の高揚を図り、対話と合意による住みよい地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、桜が丘小学校区及びかすみ自治会の範囲とする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める地域に居住する者
- (2) 前条に定める地域内で事業を行う個人若しくは法人、当該地域内への通学者若しくは通勤者又は当該地域内で活動する各種団体で、協議会が認めたもの

(活動内容)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び体育に関すること。
  - (2) 環境の保全及び創造に関すること。
  - (3) 福祉の増進に関すること。
  - (4) 防犯、安全及び防災に関すること。
  - (5) 健康の増進に関すること。
  - (6) 青少年の健全育成に関すること。
  - (7) 良好なまちづくりに関すること。
  - (8) 住民の情報交換及び交流親睦に関すること。
  - (9) 人権啓発に関すること。
  - (10) 広報に関すること。
  - (11) その他、本会の目的を達成するため必要な事業
- 2 協議会は、営利活動、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

## 第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会計 若干名
- (6) 監事 2名

2 役員は、構成員から選出し、総会の承認を得て選任する。

#### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当するとともに、協議会以外の組織や行政との連絡調整を行う。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (6) 監事は、協議会の運営と会計及び資産の状況の監査の事務を担当する。

#### (役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、同じ役職への就任は、原則として連続2期を超えないものとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 任期中にやむを得ず、辞任を申し出た場合には、運営委員会で過半数の承認を得られる場合は辞任することができる。
- 5 役員は、総会の承認を得て罷免することができる。

#### (顧問及び相談役)

第9条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、構成員から選出し、役員会または運営委員会の求めに応じて選任する。
- 3 役員会若しくは運営委員会からの求めに応じて必要な助言を聞くことができる。

### 第3章 総会

#### (総会)

第10条 総会は、代議員制とし、構成員の中から選出された代議員をもって構成する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
  - (1) 地域別計画に関すること。
  - (2) 事業計画及び予算に関すること。

- (3) 事業報告及び決算に関すること。
  - (4) 役員を選任に関すること。
  - (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 4 会長が必要と認めるとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
  - 5 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した代議員は、総会に出席したものとみなす。
  - 6 総会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。
  - 7 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
  - 8 構成員は、総会を傍聴することができる。

(代議員の選出等)

- 第11条 代議員の選出は、運営委員会で別に定める総会代議員選出基準により選出する。
- 2 代議員の役割は、構成員の代表として、総会に参加する。

(代議員の任期)

- 第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会の議事録)

- 第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員の定数及び出席した代議員数（委任状を提出した代議員を含む。）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、総会において選任された議事録署名人2名の署名をしなければならない。
  - 3 議事録の保存期間は5年とする。

## 第4章 組織及び会議

(役員会)

- 第14条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 役員会は、協議会の運営に関すること、運営委員会へ付議する事項等について協議する。
  - 3 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した役員は、役員会に出席したものとみなす。

(運営委員会)

- 第15条 運営委員会は、役員、部会長、別に定める桜小コミュニティ推進協議会運営委員選出基準によって選出される運営委員をもって構成する。
- 2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び組織の具体的運営事項を協議するとともに、協議会

の構成団体間の情報共有及び連携調整を行うものとする。

- 3 運営委員会は、予算の補正等を審議し、決定することができる。
- 4 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した運営委員は、運営委員会に出席したものとみなす。

(部会)

第16条 協議会に、第2条の目的を達成するために、次の部会を置く。

- (1) 体育部
  - (2) 福祉部
  - (3) 民生部
  - (4) 教育・人権部
  - (5) 地域安全部
  - (6) 広報部
  - (7) 市民活動部
- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
  - 3 部会員は、自治会員のほか、協議会の構成団体に所属する者その他構成員の中から選出する。
  - 4 部会長は、部会を構成する団体の互選により選任する。
  - 5 必要に応じ、部会に副部会長及び会計を置くことができる。副部会長及び会計は、部会長と協議のうえ、会長が指名する。
  - 6 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
  - 7 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 日時及び場所
    - (2) 部会員の定数及び出席した部会員数（委任状を提出した部会員を含む。）
    - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
    - (4) 議事の経過の概要及びその結果
    - (5) その他部会長が必要と認めた事項
  - 8 部会の議事録の保存期間は5年とする。
  - 9 市民の有志は市民活動部会に所属することができる。

## 第5章 事務局

(事務局)

第17条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

(事務局の職務)

第18条 事務局の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、会長が必要であると認めること。

## 第6章 まちづくり計画

### (地域別計画)

第19条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するために実施する事業を取りまとめた計画（以下「地域別計画」という。）を策定する。

- 2 地域別計画は、まず、各部会が策定（案）を検討し、運営委員会で審議の上作成し、総会の議決を経て定めるものとする。また、地域別計画の見直しを行う場合も同様とする。
- 3 地域別計画の原案の策定に当たっては、会長が必要であると認めたときは、プロジェクトチームを設置することができる。

## 第7章 会計

### (経費)

第20条 協議会の経費は、協議会の会計口座に入金される補助金、交付金、寄附金その他収入をもって充てる。

### (会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### (会計及び資産帳簿の整備)

第22条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

- 2 各部会は、収入・支出に関する諸帳簿等を整備し、会計より提出指示があったときは、関係資料を提出しなければならない。

### (監査と報告)

第23条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会において報告しなければならない。

## 第8章 個人情報の保護・情報公開

### (個人情報の保護)

第24条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、正当な理由がない限り、目的以外の目的のために利用してはならない。

### (情報の公開)

第25条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

- 2 協議会の運営及び事業については、広報紙、広報板、インターネット等を通じて、構成員に

情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

(情報の共有)

第26条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、組織の運営及び活動を行う。

## 第9章 雑則

(その他)

第27条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、役員会で別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成27年11月27日から施行する。  
この会則は、平成28年5月27日から施行する。  
この会則は、平成30年5月26日から施行する。

(役員任期の補足)

- 2 コミュニティ組織発足初年度における役員任期については、第8条第1項の規定にかかわらず、平成30年度の総会の日までとする。

## 桜小コミュニティ推進協議会運営委員選出基準

(趣旨)

第1条 桜小コミュニティ推進協議会会則（以下「会則」という。）第15条第1項に規定する運営委員の選出に関し必要な事項を定める。

(運営委員の選出基準)

第2条 運営委員は、次の各号に掲げる桜小コミュニティ推進協議会の構成団体の代表者とする。

- (1) 会則第3条に規定する区域内の自治会
- (2) マンション管理組合
- (3) スポーツクラブ 21 さくら
- (4) 体育振興会
- (5) 桜小地区福祉委員会
- (6) キャラバンメイト
- (7) 中央地区民生委員児童委員協議会
- (8) 主任児童委員（子育て広場）
- (9) 地区老人会（かすみ老人会）
- (10) 桜が丘小学校区人権啓発推進委員会
- (11) ジョイフルフレンドクラブ
- (12) 桜が丘小学校PTA
- (13) 放課後子ども教室
- (14) 川西防犯協会中央支部
- (15) 川西自主防災会
- (16) 川西市環境衛生推進協議会
- (17) 地域紙発行グループ
- (18) ホームページ作成グループ
- (19) 各種NPO法人
- (20) ボランティア団体

2 前項に定めるもののほか、運営委員会で推薦された者を運営委員に選出することができる。

(補則)

第3条 この基準に定めるもののほか、運営委員の選出に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

付 則

この基準は、平成27年11月27日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。